



15. 高齢者及び障害者向け住宅整備補助金

高齢者及び障害者が住み慣れた住宅で安心して自立生活を送るため、また、介護者の負担を軽減するために住環境を整備します。工事着工前に申請してください。

対象者	市内に居住し、次の（１）（２）のいずれかに該当する人。 （ただし、世帯全員の前年収入額の合計が 600 万円以上の場合は対象になりません。） （１）おおむね 65 歳以上で、介護保険において要支援、要介護認定を受けている人。 （２）身体障害者手帳 1、2 級または療育手帳 A の交付を受けている人で一定の要件に該当する場合。
対象建物	対象者またはその親族の持ち家で、対象者が居住する既存の住宅が対象です。増改築を含み、全面的な建て替えは対象になりません。
対象工事	①玄関、居室または廊下等の改造（段差の解消、手すりの設置） ②浴室、トイレの改造（段差の解消、手すりの設置、和式トイレから洋式トイレへの変更） ③段差解消機、階段昇降機またはホームエレベーターの設置。
補助金額	（１）対象工事に要した額に次の補助率を乗じた額（上限あり） ・生活保護世帯…10/10 ・所得税非課税世帯…3/4 ・所得税課税世帯…1/2 （２）上限金額 ①要支援以上の認定者…30 万円 ②身体障害者手帳 1、2 級または療育手帳 A の交付を受けている人で一定の要件に該当する場合…50 万円（障害者日常生活用具給付事業住宅改修費の給付対象に該当する場合は、30 万円になります。） ※介護認定を受けている人は、介護保険を利用した住宅改修が優先となり、対象経費から介護保険利用分を引いた残りの費用を補助対象とします。
受付期間	令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火） ※ただし、実績報告までを期間内に終了する必要があります。

問合せ

見附市 健康福祉課 TEL:0258-61-1350(内線 204) FAX:0258-62-7052